

1 松くい虫防除対策の基本方針

県は本年度より、航空レーザ測量、衛星画像を活用し松林の被害状況を図化し、被害拡大の推移や対策の効果の「見える化」（被害状況マップ）に着手した。見える化を踏まえて今後の被害ルートや予測等、きめ細かな対策の推進に資する情報を整理し、市町村や地域の松くい虫対策協議会と共有・連携して総合的な被害対策に取り組む。

また、効果的な対策を進めるために、これまでの「守るべき松林」とその「周辺松林」の区分に加え、未被害から激害の被害程度に合わせた対策事業のパッケージ化を進めてまいりたい。

○ パッケージ対策

| 区分 | 未被害 | 微害 | 拡大 | 激害 |
|-------------------------------|---------------------------|-------------------------------------|------|--|
| 守るべき松林 | 予防【薬剤散布(リスクコミュニケーション必須)等】 | 予防【薬剤散布(リスクコミュニケーション必須)等】 | 伐倒駆除 | 被害林再生(森林税事業) ○チップ化 里山整備利用地域 ○枯損木伐採 ○植栽 |
| | | 重要な保安林 災害履歴地・治山施工地 被害拡大防止の要所等 | | |
| 周辺松林 | 樹種転換 | 伐倒駆除、樹種転換 | | 被害林再生(森林税事業) ○チップ化 里山整備利用地域 ○枯損木伐採 ○植栽 |
| その他松林 | | 樹種転換 | | |
| 道路等ライフラインの倒木対策 (上記区分に関わらず) | | 枯損・危険木処理 (森林税事業等) | | |

全国統一的な支援
(国庫補助)

県独自の支援
(森林税事業等)



伐倒駆除と薬剤空中散布(無人ヘリ散布)を組み合わせ
て「微害」状態を維持している箇所の例
(散布開始から4年経過)

2 森林病虫害等防除事業実施要領の変更(空中薬剤散布に係る対策)

空中散布については適合する被害レベル、実施形態や合意形成等の条件について要領を変更しH31年度事業から適用する方針。

| 防除対策 | 補助対象(国基準) | | 補助基準(県基準) | |
|---|-----------|------|----------------|--|
| | 守るべき松林 | 周辺松林 | 適合被害レベル | 実施形態・条件等 |
| 空中散布  | ○ | — | 未被害～微害 (中害) | <ul style="list-style-type: none"> ● 伐倒駆除と組み合わせて実施すること(作業ができない岩稜等を除く) ● 関係住民とのリスクコミュニケーションの徹底、合意形成が図られていること。 |
| 伐倒駆除  | ○ | ○ | — | <ul style="list-style-type: none"> ● 「守るべき松林」等の設定根拠が明確であること |
| 樹幹注入  | ○ | — | 未被害～微害 | <ul style="list-style-type: none"> ● 文化財、景観上の貴重なマツ等で、薬剤散布が適さない条件であること ● 管理者が明確で、マツ林の持続的な維持保全への取組が確実であること |

被害レベル「微害」…被害木の発生に対し、速やかかつ確実な伐倒駆除の実施が可能な状況

(1) 事業計画書等の主な審査概要

| 時 期 | 提出物 | 審査内容 | 採択基準 |
|------------|--------------------------------------|--|---|
| H31年 4月 | 「事業計画書」 市町村→地振局 | ○ 散布対象地（守るべきマツ林）における松枯れの状況と対策内容 〔添付資料〕 ・ 散布対象地のマツ枯損率（プロット） ・ 散布対象地及び周辺の「松枯れ状況マップ」 ・ 計画地の写真 | ○ 散布対象地内で、枯損木の伐倒駆除が計画されていること。 ○ 散布対象地周辺のマツ林が著しく枯損した状況である場合に、周辺松林の今後の対策方針があること。 |
| | 「リスクコミュニケーション等に係るチェックリスト」 市町村→地振局 | リスクコミュニケーションの実施状況 ⇒ H27年度作成した「長野県防除実施基準の運用」に基づく確認 ⇒ おもな内容：下表 | ○ 各項目の実行状況をチェックリストで確認。 |

(2) 「リスクコミュニケーション等に係るチェックリスト」の審査概要

| 項 目 | 具体的なチェック項目 | 補 足 |
|--------|---|--|
| 防除実施基準 | ● 「特別防除を行うことができる森林」であるか（病院、学校、水源等の周辺の森林でないこと） | ⇒ 人家等の周辺の森林の場合は、関係者の承諾が得られていること |
| 合意形成 | ● 実施について関係住民等関係者の理解が得られているか、得られることが確実であること ● 散布区域の周辺住民に対して、双方向での情報提供や意見交換を行っていること（計画説明会の開催等） ● 化学物質過敏症など、これまでに健康への影響を自覚した人など影響を受けうる人の有無を把握していること | ⇒ 説明会等において、使用薬剤、使用方法等に係る「リスク」、「効果」等を説明していること |
| 安全配慮 | ● 風向、通行者や入林の状況等、地域に特有な条件を考慮した具体的な安全管理計画であること ● 化学物質過敏症など、これまでに健康への影響を自覚した人など影響を受けうる住民がいる場合の対応手順、方法が具体的であること（散布時の一時避難所、移動方法などについて当事者と打合せていること） ● 散布地への散布中、散布後の入林者に対する周知・配慮が確実に行われていること | ⇒ 健康相談窓口の設置等 ⇒ 散布後はしばらくの間は入林を制限（看板の設置等） |
| 周 知 | ● 上記について、関係住民に確実に周知されていること（実施説明会の開催、資料の全戸配布等） | |